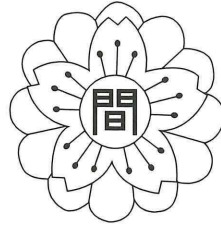


大森間税会報

2022.9 第208号



■目次	
ごあいさつ	2
大森間税会長 小宮山 宜 克	
大森税務署長 潮 見 宏 文	
大森税務署幹部職員名簿	3
第65回定例総会の報告・令和3年度収支決算報告書	4
定例統一年間行事等のお知らせ・令和4年度収支予算書	5
「大森間税会役員名簿」・「委員会名簿」 他	6
税務署からのお知らせ（資料）	7～11
中学生の税の作文	12～14
「当会入会へのお勧め」のお願い	16

税の標語 (当会会員の作品です)

インボイス 公平課税の 基本となるか	横 田 昭 夫
我が街を 築く土台は 消費税	久保井 宏
公平な税こそ 社会のまとめ役	藤 好 優 臣
高齢化 支えていこう 税金で	前 田 一 路
託すのは 明るい未来 消費税	林 武 宏
納税は 被災地復興の 第一歩	藤 原 弥寿子
消費税 もらって嬉しい インボイス	高 橋 晃 一
火の車 下がるといいな ガソリン税	南 卓 志
納税で 未来につなごう 豊かな日本	近 藤 尚 之
この齢で また勉強か インボイス	上 原 雅 彦

税の標語募集

「税の標語募集は、税についての啓発・広報及び租税教室推進の一環として、間税会が中心となり全国に行っております。
大森間税会もこの「税の標語」募集活動に参加しており、皆様からの応募を期待しております。



消費税、インボイス制度、 適格事業者申請

大森間税会
会長 小宮山 宜 克

会員の皆様方には、コロナ禍 如何お過ごしでしょうか？

春先、感染が落ち着きを見せ、元の生活に戻れるかと思いきや、第7波の到来でまたコロナ禍の生活へと戻らされてしまいました。事業経営・社会生活・家庭生活へ多大な混乱を引き起こしている「コロナ株・オミクロン株・B.A.5」と変異を続けるウイルス、早く退散するように願って居ります。

当会の会長をお引き受けして早や1年が経過し、令和4年6月1日に第65回定例総会を開催し、各議案、無事にご承認を頂き誠に有難う御座いました。

今年度前半の活動として、例年実施して居ります「税の標語」の募集を6月24日に大田地区6校、入新井地区5校に協力要請を行いました。9月下旬には、優秀作品の選考会を行い、次回の会報に優秀作品を掲載させていただきますので、ご覧頂ければ幸いです。今年度の最重要事項の令和5年10月より実施されます「消費税インボイス制度」確定事業者の申請が令和5年3月となって居ります。このインボイス制度についての研修会を9月末以降に署並びに税理士会のご協力を頂き開催を予定して居ります。ご案内をお送り致しますので、友人・知人をお誘い頂き、奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。尚、マイナンバーカード取得に伴う利用メリット等のパンフレットも同封いたして居りますので、ご一読頂ければ幸いです。

最後になりましたが、会員皆様方の事業のご繁栄並びにご健勝をお祈り申し上げます。



「あらゆる税務手続が 税務署に行かずにできる 社会」をめざして

大森税務署長
潮 見 宏 文

初秋の候、大森間税会の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

7月の人事異動で仙台局宮古署から参りました潮見（しおみ）でございます。前任の金澤署長同様、よろしくお願い申し上げます。

大森間税会におかれましては、小宮山会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方に、消費税の期限内納税に向けた取組や、「税の標語」の募集活動、税の研修会の実施など、消費税をはじめとする税知識の普及や納税道義の高揚を図るための各種事業に積極的に取り組んでいただくとともに、私ども税務行政の運営に対し、深い御理解と多大なる御協力を賜っておりますことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化・ICT化により大きく変化しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民生活や経済活動は大変大きな影響を受けました。

こうした環境変化の中、国税庁の使命を十分に果たしていくためには、納税者の皆様の利便性の向上に向けた様々な取組を進める必要があります。「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構想を示し、スマホ申告等によるe-Taxの普及、キャッシュレス納付、納税証明書の電子申請及び受領などのICTを活用した申告・納税手続等の周知を更に推進したいと考えております。

また、本年1月に施行された電子帳簿保存法や令和5年10月に実施されるインボイス制度などの周知・広報も併せて取り組んで参りますが、いずれの取組につきましても、私どもの力のみでは成し得ないものであり、大森間税会の皆様方の御協力が必要不可欠と存じますので、引き続き、お力添えを賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、大森間税会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念申し上げます、着任のあいさつとさせていただきます。

大森税務署幹部 職員名簿（新旧表）

人事異動により署幹部の顔ぶれが変わりました。ご紹介いたします。（令和4年7月10日発令 敬称略）

職 名	新		旧	
	氏 名	前 所 属	氏 名	新 所 属
署 長	し お み ひろふみ 潮 見 宏 文	仙台局 宮古署長	かねさわ せ つ お 金 澤 節 男	船橋署長
副 署 長 （ 法 担 ）	ほ や たつひこ 保 谷 達 彦	（留任）	ほ や たつひこ 保 谷 達 彦	—
副 署 長 （ 総 担 ）	かわしま しんいち 川 島 伸 一	関信局 課税一部 課税総括課 課長補佐	たかなし て る み つ 高 梨 晃 弘	課税一部 訟務官室 訟務官
法 人 特 官			たかはし み の る 高 橋 稔	御退官
総 務 課 長	いまふく たかふみ 今 福 貴 文	総務部 渋谷派遣 納支援調整官	お お い まさみつ 大 井 政 光	総務部 税務相談室 相談官
管理運営 1 統括	たなまち ちはる 棚 町 千 春	杉並 管運 2 統括官	ふじもり ひろあき 藤 森 博 昭	徴収部 特整総括二課 評価公売専門官
管理運営 2 統括	おおしま か よ こ 大 嶋 香代子	（留任）	おおしま か よ こ 大 嶋 香代子	—
徴 収 統 括	み う ら こうき 三 浦 公 君	徴収部 特整総括二課 主査	う ら た こうじ 浦 田 宏 二	横須賀 徴収 2 統括官
個人課税 1 統括	きたはら ひであき 北 原 英 明	横浜中 個人 2 統括官	なかさと ひ で き 中 里 英 樹	査察部 資料情報課 課長補佐
個人課税 2 統括	かねみつ あきひろ 金 光 晃 宏	査察部 査察 31 主査	あ ま き け ん じ 天 城 建 司	御退官
個人課税 3 統括	ひ ら い ひ さ お 平 井 久 雄	（留任）	ひ ら い ひ さ お 平 井 久 雄	—
資 産 課 税 統 括	やました し ん じ 山 下 真 二	（留任）	やました し ん じ 山 下 真 二	—
法人課税 1 統括	た ま き くにかず 玉 木 邦 和	荻窪 法人 1 統括官	に の ひ ろ し 二 野 裕 史	藤沢 法人 1 統括官
法人課税 2 統括	さいとう と し や 齋 藤 俊 也	（留任）	さいとう と し や 齋 藤 俊 也	—
法人課税 3 統括	おか の ゆ う じ 岡 野 勇 治	向島 法人 2 統括官	まつい さ と し 松 井 敏	鎌倉 法人 2 統括官
法人課税 4 統括	あ ま の し ゅ う じ 天 野 周 士	（留任）	あ ま の し ゅ う じ 天 野 周 士	—
法人課税 5 統括	やつだ と も ゆ き 谷津田 智 之	（留任）	やつだ と も ゆ き 谷津田 智 之	—
法人課税連調官	に し の あ き ひ ろ 西 野 聡 洋	（留任）	に し の あ き ひ ろ 西 野 聡 洋	—
課 長 補 佐	やまさき み な こ 山 崎 美奈子	課税一部 資産課税課 監理 1 実査官	ど い ゆ か り 土 井 由果利	立川 徴収 連調官
総 務 係 長	お お た よ し た か 大 田 喜 貴	（留任）	お お た よ し た か 大 田 喜 貴	—
会 計 係 長	い り え た か と も 入 江 崇 友	（留任）	い り え た か と も 入 江 崇 友	—

事業者の方へ/

国税庁



登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp>) の

「インボイス制度特設サイト」

をご覧ください。



特設サイトへ

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイスの基本的な事項や留意
すべき点などを解説します。また、
チャット機能を利用した質疑応答
も行なっております。



説明会サイトへ

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

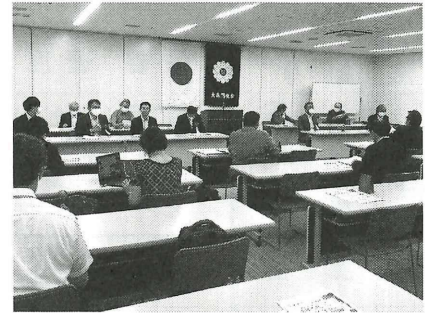
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

第65回 定例総会報告

大森間税会 第65回定例総会は令和4年6月1日（水）午後3時00分から、Luz大森4階大集会室において開催しました。本年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、懇親会は行わず、総会のみの開催でした。

大森間税会役員及び一般会員計17名、ご来賓は大森税務署4名、大森税務六団体3名、計24名で開催しました。また当会会員委任状出席は68名で、その結果下記議案のすべてにつき皆様のご賛同を頂き原案通り可決確定させて頂きました。



- 議事 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
 第2号議案 令和3年度収支報告承認の件
 監査報告
 第3号議案 令和4年度事業計画（案）承認の件
 第4号議案 令和4年度収支予算（案）承認の件

令和3年度 収支決算報告書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

（単位 円）

収 入			支 出		
項 目	決算額	予算額	項 目	決算額	予算額
前 年 度 繰 越 金	546,476	546,476	(事 業 費)		
通 常 会 費	926,400	980,000	研 修 会 等 行 事 費	15,100	50,000
増 強 行 事 等 会 費 収 入	0	180,000	税 を 考 え る 週 間 行 事 費	66,229	160,000
広 告 収 入	140,000	92,000	各 部 委 員 会 活 動 費	61,670	120,000
寄 付 金 収 入	500,000	0	会 報 発 行 費	275,000	270,000
預 金 利 息	3	2	増 強 運 動 行 事 費	0	210,000
雑 収 入	20,000	60,000	大 森 六 団 体 行 事 費	3,000	100,000
過年度会費回収不能額	-(110,400)	()	事 業 費 計	(420,999)	(910,000)
収 入 合 計	(1,476,003)	(1,312,002)	(管 理 費)		
			上 部 団 体 納 付 金	214,000	230,000
			上 部 団 体 行 事 参 加 費	16,000	130,000
			総 会 役 員 会 費	6,500	110,000
			慶 弔 ・ 渉 外 費	0	10,000
			事 務 用 品 費	127,170	50,000
			通 信 費	45,714	30,000
			雑 費	4,400	10,000
			予 備 費	0	10,000
			管 理 費 計	(413,784)	(580,000)
			支 出 合 計	(834,783)	(1,490,000)
合 計	2,022,479	1,858,478	翌 年 度 繰 越 金	1,187,696	368,478
			合 計	2,022,479	1,858,478

資金残高

現金	54,817
郵便振替貯金	42,173
普通預金	1,130,706
未収入金	40,000
合計	1,267,696

未払金	80,000
仮受金	1,187,696

合計 1,267,696

令和4年5月10日 上記のとおりご報告いたします。

会 長 小宮山 宜 克

令和3年度収支決算について、令和4年5月11日監査したところ
 正確に執行されている。

監 事 平 賀 淳 夫 鈴 木 茂

大森間税会の定例統一年間行事等のお知らせ

大森間税会も全国間税会連合会の一員として全国的に展開されている統一年間スケジュールに従い各種活動を展開しております。

大森間税会は上部団体の方針などを踏まえ、例年下記のような統一活動スケジュールに沿い「OTAふれあいフェスタ」等にてクリアファイルなどを配布するなど、広報活動に力を入れながら、会員増強運動を展開しております。又、数年前より大森地区の小学校11校の児童から約1,300編以上の「税の標語」の募集活動等を通じ、消費税をより良いものにするための広報活動を実践いたしております。会員の皆様におかれましても、これらの活動にご参加いただければ幸いです。

令和4年度 統一活動年間スケジュール		
全 国 間 税 会		大 森 間 税 会
4月	アンケート調査実施	アンケート調査実施
5月	税制改正要望役員会の開催	
6月	東京局関連通常総会・「税の標語」募集	定例総会・「税の標語」募集
7月	「税の標語」応募	「税の標語」応募
8月	消費税PRポスター・ちらし・クリアファイル 活用方法・配布数等の検討	クリアファイル・ちらし発注 配布数、活用方法等決定
9月	通常総会の開催・会員増強月間	大森間税会報発行 「税の標語」選定及び全間連へ提出
10月	「税の標語」最終選考会 研修会・見学会等の実施	会員増強活動
11月	「税を考える週間」行事 「税の標語」表彰式	OTAふれあいフェスタ
		インボイス制度の研修会
		税務署主催納税表彰式
		「税の標語」表彰
12月	「税の標語」入 カレンダー配布	
1月	納税功労表彰受賞祝賀会及び賀詞交歓会	大森間税会報発行
2月	所得税・消費税確定申告期行政協力	賀詞交歓会 所得税・消費税確定申告期行政協力
3月		

令和4年度 収支予算案

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位 円)

収 入			支 出		
項 目	4年度予算額	3年度決算額	項 目	4年度予算額	3年度決算額
前 年 度 繰 越 金	1,187,696	546,476	(事 業 費)		
通 常 会 費	920,000	980,000	研 修 行 事 費	50,000	50,000
増 強 行 事 等 会 費 収 入	180,000	180,000	税 を 考 え る 週 間 行 事 費	160,000	160,000
広 告 収 入	100,000	92,000	各 部 委 員 会 活 動 費	120,000	120,000
預 金 利 息	3	3	会 報 発 行 費	270,000	270,000
雑 収 入	60,000	60,000	増 強 運 動 行 事 費	200,000	210,000
			大 森 六 団 体 行 事 費	100,000	100,000
			(管 理 費)		
			上 部 団 体 納 付 金	230,000	230,000
			上 部 団 体 行 事 参 加 費	130,000	130,000
			総 会 役 員 会 費	110,000	110,000
収 入 合 計	(1,260,003)	(1,312,003)	慶 弔 ・ 渉 外 費	10,000	10,000
			交 通 費	0	0
			事 務 費	60,000	50,000
			通 信 費	30,000	30,000
			雑 費	10,000	10,000
			予 備 費	10,000	10,000
			支 出 合 計	(1,490,000)	(1,490,000)
合 計	2,447,699	1,858,479	翌 年 度 繰 越 金	957,699	368,479
			合 計	2,447,699	1,858,479

今年度予算対比として前年決算実績額を記載した。

科目間流用を認める。

(敬称略)

大森間税会役員名簿

令和4年6月1日現在

役職名	氏名	会社名	役職名	氏名	会社名
名誉会長	佐川 黎二	(株)日新堂	理事	近藤 尚之	アカドコンサルティング(株)
会長	小宮山 宜克	(株)東辰	理事	川崎 亮夫	(株)連帯運輸
副会長	小松 節子	小松ばね工業(株)	理事	片倉 義智	DRIVE NET(株)
副会長	横田 昭夫	横田税務会計事務所	理事	中川 浩夫	(株)東横リアルエステート
副会長	久保井 宏	(株)久保井海苔店	理事	斎藤 進	フィーサ(株)
副会長	安野 貞治郎	(株)欧文社	理事	大久保 茂忠	(株)リサイクル・ネットワーク
副会長	藤好 優臣	藤好公認会計士事務所	理事	永野 護	アミール税理士法人
副会長	渡邊 哲人	税理士法人渡邊リーゼンバーク	理事	清水 久栄	インフィニティ税理士法人
副会長	森川 伸也	(株)共栄物流サービス	理事	松尾 順一	(株)松尾
副会長	前田 一路	(株)ミクニ	理事	大河内 仁	(株)ナンカ堂
副会長	林 武宏	(株)三和電機製作所	理事	上原 雅彦	(株)豊栄
副会長	藤原 弥寿子	(有)アクアテック	理事	音田 崇幸	おとだ総合会計事務所
常任理事	小林 隆文	小林隆文税理士事務所	理事	山崎 聡学	(株)アシスト
常任理事	田中 勲	田中税理士事務所	理事	菅谷 晃平	メディカルテック(株)
常任理事	菅原 勇一郎	(株)玉子屋	理事	塩川 晃平	シオカワ(株)
常任理事	高橋 晃一	アルファ税理士法人			
常任理事	柴田 意子	京浜企画インターナショナル(株)	監事	平賀 淳夫	平賀機械工業(株)
常任理事	南 卓志	(有)日軽急送	監事	鈴木 茂	エスケーツール(株)
常任理事	中西 亮	(有)エヌフォーラム			
常任理事	森 永優子	森永優子税理士事務所			

(敬称略)

委員会名簿

令和4年6月1日現在

委員会名	担当副会長	委員長	副委員長	委員
事務局・総務委員会	森川 伸也	森川 伸也	田中 勲	大久保 茂忠 / 永田 信子
組織委員会	前田 一路	前田 一路	—	川崎 亮夫 / 上原 雅彦 菅谷 学
事業委員会	久保井 宏	久保井 宏	南 卓志	近藤 尚之 / 片倉 義智 中川 浩夫 / 山崎 聡
広報委員会	安野 貞治郎	中西 亮	—	清水 久栄 / 音田 崇幸
経理・財務委員会	藤好 優臣	森永 優子	小林 隆文	永野 護
青年部	林 武宏	林 武宏	菅原 勇一郎	斎藤 進 / 松尾 順一 大河内 仁 / 塩川 晃平
女性部	藤原 弥寿子	藤原 弥寿子	柴田 意子	小松 万希子
税理士会連絡調整担当	渡邊 哲人	高橋 晃一	—	—

*上部団体担当 佐川 黎二・小宮山 宜克・小松 節子 / 事務局・総務委員会顧問 横田 昭夫

第11回 大森・相模原間税会 合同ゴルフコンペ

令和4年4月26日(火)、津久井湖ゴルフ倶楽部で総勢参加者22名で開催されました。



次回は、
令和4年10月25日に
開催予定です

第1回 大森親睦ゴルフコンペ

令和4年7月20日(水)、太平洋クラブ軽井沢コースで総勢参加者11名で開催されました。



次回は、
令和5年2月頃に
開催予定です

参加希望者は、川崎ゴルフ部長に問い合わせをお願いします。090-4935-3926

国税・地方税の納付は、

ダイレクト納付をご利用ください！

簡単！便利！
事前に登録した預貯金口座から
引落し！



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー

どこが簡単・便利なんですか？

- インターネットに接続できる端末があれば、利用可能です！
 - インターネットバンキングの契約は不要！手数料はかかりません！
 - 金融機関や税務署・県（都）税事務所・市区町村の窓口に出向く必要がありません！
- ⇒ **特に、毎月の源泉所得税や特別徴収に係る個人住民税の納付に便利です！**
- 納付日を指定して納付することができます！

ダイレクト納付を始めるには？

ダイレクト納付利用届出書（口座振替依頼書）を
提出するだけ！

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

国税・地方税共通

利用可能金融機関はこちら



【国税・書面】



【国税・オンライン】



【地方税】

- ダイレクト納付が利用できる金融機関に預貯金口座がある。

国税の場合

- 初めの方
（イータックス）
e-Tax 利用開始の手続からスタート！

- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！
個人の方はオンラインで届出書の提出が
可能です。

※ 利用開始まで、書面提出では約1か月、
オンライン提出では約10日程度の期間が
必要です。

詳細はこちら⇒



地方税の場合

- 初めの方
（エルタックス）
eLTAX 利用開始の手続からスタート！

- 地方税のダイレクト納付口座振替依頼書
を提出！

※ 利用開始まで、約1か月程度の期間が
必要です。

詳細はこちら⇒



具体的な
利用手順に
ついては
裏面へ！

ダイレクト納付ってどうやるの？

申告したら、あとは簡単なクリック操作だけ！

(注1) 国税のダイレクト納付の利用手順

● Step1

e-Taxで申告書・徴収高計算書等を作成・送信します。

● Step2

メッセージボックスに格納された受信通知を確認します。

● Step3

即時又は納付日を指定して納付します。事前に登録した口座から引落としされます。

(注1) 全ての税目について利用可能です。ただし、送信データによりご利用できない税目がありますので、詳細は、e-Taxホームページ（電子納税の詳細）をご確認ください。

手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページ又は管轄の税務署へお問い合わせください。



e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>



(注2) 地方税のダイレクト納付の利用手順

● Step1

eLTAXで「電子申告連動分」・「みなし・見込納付分」・「個人住民税（特別徴収分）」の納付情報発行依頼を行います。

● Step2

納付情報を受けとり、内容を確認します。

● Step3

即時又は納付日を指定して納付します。事前に登録した口座から引落としされます。

(注2) 利用可能税目は、法人都道府県民税、法人事業税、個人住民税（特別徴収分）など、一部の税目に限られますので、詳細は、eLTAXホームページをご確認ください。

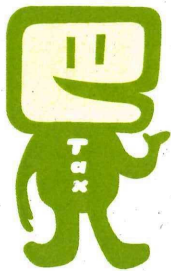
手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。



eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



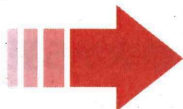


他にもまだある

納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取



窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順（税務署窓口で受け取る場合）

1

STEP

自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト（WEB 版）から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求（署名省略分）」を選択し作成してください。

（注）e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト（SP 版）から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。（QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です）



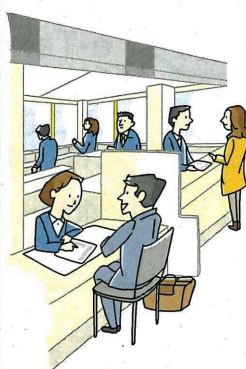
2

STEP

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類（運転免許証など）及び個人に係る請求の場合には番号確認書類（マイナンバーカードなど）をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類（運転免許証など）のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類（マイナンバーカードなど）の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3

STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円（通常 400 円）

4

STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書（マイナンバーカード等）の取得や、IC カードリーダライタの購入が必要です。

※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト（S P 版）はご利用できません。

※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その 1 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その 2 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その 3 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



**1
STEP**

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web 版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで
納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法に
ついては、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)に
ついて(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



**2
STEP**

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内
から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1 税目 × 1 年度 1 枚あたり 370 円です。



**3
STEP**

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDF ファイル)がダウンロードできる
ようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニ
エンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の
発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み（*のついている回は消費税の基本的な仕組みから知りたい方）

2 説明会の日程

日	時
令和4年10月 7日（金）	10時00分～11時00分
*令和4年10月 7日（金）	14時00分～15時00分
*令和4年10月13日（木）	10時00分～11時00分
令和4年10月13日（木）	14時00分～15時00分
*令和4年10月19日（水）	10時00分～11時00分
令和4年10月19日（水）	14時00分～15時00分
*令和4年10月25日（火）	10時00分～11時00分
令和4年10月25日（火）	14時00分～15時00分
*令和4年11月 2日（水）	10時00分～11時00分
令和4年11月 2日（水）	14時00分～15時00分

【定員】

10名（要事前予約・先着順）

【連絡先】

大森税務署 法人課税第1部門

☎ 03-3755-2111（代表）

内線314

【開催場所】

大森税務署内 地下 大会議室

（大田区中央7丁目4-18）

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



令和3年度は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえて、大森税務署・大森納税貯蓄組合連合会共催、中学生の「税についての作文」表彰式は中止いたしました。

管内中学校10校より応募された1,508編について、審査会により決定した優秀作品をそれぞれ個別に表彰し、各賞の受賞者に賞状と記念品が贈呈されました。ここでは大森間税会会長賞を受けられた漆畑光希さん、大森税務署長賞を受けられた岩佐海希さん、新田珠実さんの作品をご紹介します。

「共に支えあいながら」

中学生になってから私は小学校の時よりもお金を使うことが増えました。そんな時に気にするのが税込で何円なのかということです。中学生なので大金は持っていません。そんな時私は思いました。

「税金なんて無ければいいのに。そしたら計算も楽になるのにな」と。

そこで、インターネットを使って税金の使い道について少し調べてみました。調べてみたところ色々な事に使われていることが分かりました。その中でも目に付いたのが医療費についてです。

私が見ているドラマの登場人物の中に医療の不平等を是正するために医系技官になった人がいました。その登場人物の母はお金無く、ろくな治療が受けれず若くして死んでしまいました。

私はそのシーンを見て「ハッ」としました。私が当然のように受けている事のほとんどが税金によって成り立っていたのです。

世の中には税金は要らない、税金を払いたくないという人がいます。そういう人がいるのも分かります。

でも、税金を払わないと大変な事が起きます。例えば、医療関連でいうと、病気になった時、ケガをした時にお金が無い人は十分な手当が受けられません。また、高齢

大田区立大森東中学校

二学年 漆畑 光希

になった時にももちろん年金はもらえないので生活していくのが大変です。もちろん年金など必要ない人もいるかもしれませんがほとんどの人にそんなお金はありません。そのような事態にならないために税金があるのです。

話が少し変わってしまいましたが、世の中には税金を払っているだけでどのような支援が受けられるのか知らない人もいます。そのような人が知らない理由は、色々あるかもしれませんが誰も教えてくれなかったからではないでしょうか。税金でどのような事ができるのかなどをもっと世の中に伝える事が大切だと思います。たくさんの人の支えがあって私たちは生きています。そして私たちが税金を払っている事で助かった人もいるかもしれません。ただ税金を払い続けていくだけではなく使い道も知ってみるともっとより良くなると思います。

私はまだ中学生でそこまで社会に貢献ができていないかもしれませんが、このようなことで少しでも貢献できたら良いと思います。

共に支えあいながらこの国、「日本」という国は成り立っています。この事はとても大切だと思うので忘れないようにしたいです。

「税」という未来への思い

大田区立貝塚中学校

三学年 岩佐 海希

税金について考えたとき、私は正直あまり良いイメージを持っていなかった。私自身が払っている税金といえば消費税しかない。しかし、私の父や母などの大人は所得税や住民税、自動車税といった多くの税金を国または地方公共団体に納めている。いったい、何のために払い、どんなことに使われているのか疑問に思っていた。

調べてみると税金には三つの役割があった。

一つ目は公共サービスの提供。警察のパトロールやごみ収集、道路・公園の整備などに使われている。もし、税金がなかったら、すべての公共サービスが有料、医療費や教育費がさらに高額になってしまう。

二つ目は所得再分配。つまり、人々の所得を分配し、社会保障給付などで格差を小さくするということだ。そのために、所得税や相続税などは累進課税が用いられている。これは、所得が多い人ほど税率を高くすることにより貧富の差を小さくしている。

三つ目は経済の安定化。急激な景気変動をおさえるために税金がストッパーのような役割を果たしている。

私は税金にこのような役割があると知り、とても驚いた。まず、私たちが通学するときに通っている道路や学校で使っている教科書など当たり前にあると感じることができるのは税金のおかげであることを改めて実感した。また、すべての人が平等に医療や教育を受けることができるように富を再分配する累進課税のしくみは素晴らしいと

思った。

ほかにも世界には個性的で面白い税金がある。例えば、肥満が社会問題となっているアメリカやハンガリーではソーダ税やポテトチップス税が導入されている。イタリアや中国ではポルノ税や月餅税など売上額、消費量の多いものに税をかけている。私は特に意識したことがなかったが日本には入湯税という税金がある。その国の財源確保のためだけでなく、社会問題への解決へもつながる一石二鳥の税金は面白く、もっと世界中で導入されるべきだと思う。

日本の税金の歳出で一番多いのは、社会保障費である。特に老後の安定した生活を送るために必要な費用、つまり年金の財源の中心に税金がある。そして、少子高齢社会の日本の20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率は2050年は1.3人と予測されている。そのため、働いている世代の負担が今までよりもさらに多くなってしまう。しかし、税金はめんどうなことでなくむしろ社会のために役立っているということを理解していきたい。私もいずれ支えてもらう側になるので、それまではしっかり働いて誰かの役に立つ税金を納めていきたい。

税金は納めることに意識が向きがちだが、自分が納めた税金が社会の何に役立っているか知ること大切だと思う。自分の納めた税金が少しでも豊かな社会に繋がるように。

「未来への投資」

日本の税収のトップ3は、消費税、所得税、法人税である。その中で、私たちは中学生でも払わなければいけない税金は消費税だ。私たちが買い物をする時に支払っている消費税だが、実際に税金が何に使われているのかは、あまり考えたことがなかった。そこで調べてみたところ、私たちが払っている税金はいろいろなものによって私たちの支えになっているということが分かった。

例えば、身近なものといえば医療費や教育費などだ。私の弟は、小さい頃に肺炎を患って入院していたことがある。その時、私も幼かったが母が、

「医療費がかからないなんて、本当にありがたいことだね。」

と言っていたのを覚えている。実際に医療費は一切かからなかったそうだ。医療費は健康保険料で補われていると母に聞いたことがあるが、それを有効に使って個人の負担を減らしているのは私たちにとって、とてもありがたいことだと思った。私たちの教育費についてもそうだ。学校で使われている教科書、机、椅子なども税金が使われている。私たちの教育費は、義務教育期間で一人当たり約970万円も税金で負担されている。去年や一昨年、コロナウイルスの関係で学校に行くことができなかったり、授業時間が減ったりすることがあった。その中で世界中では学校にも行けない子供たちもたくさんいると思うと私は、当たり前だと思っていた教育を受けられることのあ

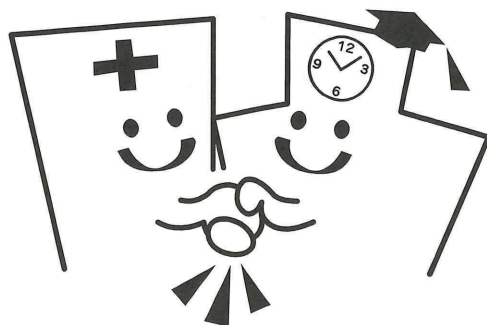
立正大学附属立正中学校

三年生 新田 珠実

りがたさと、とても恵まれた環境にあることがわかった。それに、税金は日本の中だけではなく世界中の人々のためにも使われている。日本は、苦しみ困っている人たちが多くいる国を助けるために、お金を貸してあげるだけではなく、病院を作ったり、病院で使う薬や注射器を送ったりする政府開発援助を行ったりしている。このことは世界がより良くなることにもつながる。また、このような行いは税金を納めている者にとって、自分の納めている税金が誰かの役に立っていると清々しい気持ちになるものだと思う。

税金のことを何も知らなかった私は、税金を払うことはただ単にお金を取られているという認識を少ししていたかもしれない。しかし、税について考えたこの機会で見方が変わり、納めた税金は私たちの生活を豊かにしてくれるものであり、これからの未来をより良くするための未来への投資でもあると思った。

今、たくさんの人たちが納めた税金が私たちを支えているように私も将来きちんと社会に貢献したいと思う。



優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☒ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☒ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☒ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☒ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。



資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

TTK 公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

大森間税会会員の皆様へ「当会入会へのお勧め」のお願い

私たちが入会し、活動している間税会は、我が国のこれからの税について、ひいては我が国の将来について討論しながら勉強している大変重要な会です。しかし、その重要な会が未だ多くの方々に知られず、会員も少ないのが実状です。当地域の会員をなんとか一人でも増やし、上記の目的を達成しようと頑張っております。お知り合いとか仲間の方がいらっしゃれば、是非当会に入会いただきますよう、皆様から勧めていただこうと思っておりますので、宜しくお手伝いくださいますようお願い申し上げます。

大 森 間 税 会

会長 小宮山 宜 克

・入会のお申し込みは下記用紙をご利用の上 FAXにて、大森間税会事務局
(FAX: 03(3298)0402) までご返信ください。

令和 年 月 日

入 会 申 込 書

大 森 間 税 会 御 中

住 所 〒

名 称

代表者名

印

貴会の趣旨に賛同し、入会いたします。

- 1.業 種:
- 2.資 本 金:
- 3.連 絡 先: 電話番号
FAX番号
担当者名

4.会費基準:

法人資本金	年 会 費	法人資本金	年 会 費
個 人	3,600円	3,000万円以上	24,000円
1,000万円未満	7,200円	5,000万円以上	30,000円
1,000万円以上	12,000円	法人2人目～	2,400円

5.紹介者名:

お願い 広報委員会では緊縮予算に協力して、会報の発行は年2回(1月・9月)といたしました。

あわせて、将来に向けホームページ(<http://www.kanzeikai.jp/tokyo/oomori/>)の活用と移行につきましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

発行日	2022年(令和4年)9月25日
発行者	大森間税会会長 小宮山 宜 克
編集人	広 報 委 員 長 中 西 亮
事務局	〒143-0016 東京都大田区大森北1-32-1-2505 株式会社 共栄物流サービス 内 T E L 090-3203-5468 F A X 03(3298)0402

〈印刷〉 (株) 欧文社